

平成28年9月21日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、18都道府県の34人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 18都道府県34人

(北海道1、青森県1、茨城県2、栃木県2、埼玉県1、千葉県2、東京都4、神奈川県3、福井県1、静岡県1、愛知県2、三重県2、大阪府5、奈良県1、広島県3、福岡県1、佐賀県1、宮崎県1、)

数字は人数

※ 支払期限 平成28年9月30日